



※安中市タクシー事業者支援助成金を活用し対策を行っております(客席と乗務員席の間に仕切りを設置し、飛沫の飛散防止に取り組む)。

問合せ▼
 (一社)群馬県タクシー協会 安中地区協議会加入事業者…
 安中タクシー(株) ☎381-0470、
 榛名観光タクシー(有) ☎381-1127
 7、ツバメタクシー(有) ☎393-1118
 81、高崎駅構内自動車(株)磯部営業所 ☎385-6850、上信ハイヤー(株) 安中営業所 ☎382-2323

市内タクシー事業者の感染症対策について



市内タクシー事業者では、新型コロナウイルス感染症の防止のための対策を行っています。タクシーの運行に際しては、利用者の皆さんが安心してご乗車いただきますよう事業者一同、対策に取り組んでいますので、引き続き感染症拡大防止にご協力をお願いします。

本市民課 休日窓口開設日

5月2日・16日 6月6日
 午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

身体あるいは精神に障害がある人で、一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

減免適用要件▼

減免の要件を満たす身体障害者手帳など※を4月1日時点でお持ちの人で、次の①・②・③の条件をすべて満たす人が対象です。

- ①対象車両は次のいずれかであること
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人が所有する軽自動車等
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人が所有する軽自動車等
- ②運転者は次のいずれかの人であること

- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人のみで構成される世帯を常時介護している人

③自動車税(種別割)(普通自動車等)の減免を受けていない人

※減免の要件を満たす身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳(お問合せください)、療傷病者手帳(お問合せください)、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定)かつ「自立支援医療受給者証」をいいます。

申請期限▼5月31日(月)

手続時に必要なもの▼

- 減免申請書(お持ちの人)
- 身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要となります)

○運転する人の運転免許証

○対象車両の車検証

○納税通知書

○はんこ

○申請者のマイナンバー通知カードと本人確認ができる身分証明書もしくはマイナンバーカード

申請場所および問合せ先▼

困務課諸税証明書
 (☎内線1063)

困住民福祉課税務係
 (☎内線2122)

国民年金基金のお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛金を積立て、老後により充実した年金を受取ることができる公的な年金です。

特徴

・掛金が全額社会保険料控除の対象となり、受取る年金も公的年金等控除の対象となります。

・受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。

・万一の時は、遺族に一時金が支払われます(遺族保証のないプランも選べます)。

・掛金は、加入時の年齢で一定です。途中で口数の増減も可能です。

加入条件

・国民年金の第1号被保険者(定額納付者に限る)

・国民年金の任意加入者(60歳〜65歳未満の人や海外在住者)

※付加保険との同時加入はできません。

問合せ▼

全国国民年金基金 群馬支部
 (☎0120-65-4192)